

足羽川堰堤土地改良区連合 規約

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この土地改良区連合の管理運営に関しては、法令、法令等に基づく行政庁の処分及び定款に別段の定めがあるもののほかは、この規約による。

第 2 章 会 議

(開 議)

第 2 条 会議は、あらかじめ通知した時刻に始める。

(出 席)

第 3 条 議員は、総会に出席したときは、総会の招集者にその旨を届け出るものとする。

(開 会)

第 4 条 総会の招集者は、出席人員が定数に達したときは、これを報告して開会を宣し議長の選任を総会にはかるものとする。

(議事録記名人の選任)

第 5 条 議長は、議事の開始にあたり、総会の承認を得て、議事録記名人 2 人を指名するものとする。

(議長の職務)

第 6 条 議長は、議事の進行をはかるほか、議場の整理に必要な措置をとることができる。ただし、議員の発言を不当に制限してはならない。

(中途退場)

第 7 条 議員は、会議中みだりに議場を退くことができない。ただし、止むを得ない事由があるときは、議長の許可を受けて退くことができる。

(議 事)

第 8 条 議案は、議長が先ず議題を宣告し、提案者の説明、これに対する質疑、討論及び採決の順により確定する。

(発 言)

第 9 条 発言しようとする者は、議長の承認を得なければならない。
2 発言は、起立して行ない、議題以外のことにわたってはならない。

(動議)

第10条 議員は、議事の進行を妨げない限り、他の議員2名以上の賛成を得て、議長に動議を提出することができる。

- 2 前項の動議が提出されたときは、当該動議が定款第12条の規定により議決できる事項に限り、これを議案として付議すべきかどうかを総会にはかるものとする。
- 3 第1項の動議が議案の修正の動議である場合には、先ず修正動議について採決する。ただし、修正動議が2以上あるときは、その趣旨が原案と、最も異なるものから順次に採決する。
- 4 動議を提出した者がこれを撤回しようとするときは、その動議の提出に賛成した者の同意を得なければならない。

(採決の方法)

第11条 採決は、挙手、起立又は投票のいずれかの方法によって行う。

- 2 議長は、書面による議決を加えて、採決の結果を宣言する。

(委員会付託)

第12条 総会で必要があると認めるときは、総会の期間内に委員会を設置し、これに付託して議案その他の審議をさせることができる。

- 2 委員会の委員は、総会において出席した議員（書面をもって議決権又は選任権を行うものを除く）のうちから選任する。
- 3 委員会に付議した議案は、委員会の審査の結果の報告をきいて採決しなければならない。
- 4 委員会の運営その他必要な事項は、総会で定める。

(議案・動議の再提出禁止)

第13条 否決された議案又は撤回され、若しくは議案として付議されなかった動議は、再び同一の総会に提出することができない。

(禁止行為)

第14条 会議中は、私語その他議事を妨げる行為をしてはならない。

- 2 会議中議員が議場の秩序をみだすときは、議長は、これを警告し、制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は当日の会議が終わるまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

(議決事項等の報告)

第15条 議員は、総会で審議された事項及びその結果について、所属土地改良区に報告し、組合員への周知に努めるものとする。

(総 会)

第16条 第2条から前条までの規定は、総会について準用する。

第 3 章 役 員

第 1 節 総 則

(役員会議)

第17条 役員会議は、理事会及び監事会とする。

(役員報酬)

第18条 役員に対する報酬は、理事会で決議して、総会で承認を得る。

第 2 節 理 事

(理 事 会)

第19条 理事会は、年2回開催するほか、理事長が必要と認めた場合、又は理事総数の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

- 2 理事会の招集は、理事長が行なう。
- 3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、5日前までに日時、場所及び議案を各理事に通知しなければならない。ただし、緊急止むを得ないときは、この限りでない。
- 4 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の付議事項)

第20条 理事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 定款、規約、管理規程、利水調整規程及び総会の決議により、理事会に委ねられた事項
 - (2) 総会の招集、並びに提出すべき議案に関する事項。
 - (3) その他土地改良区連合の管理運営上必要と認める事項。
- 2 理事会は、処務規程に定めるところの軽易な事項については、理事長の専決に委ねることができる。

(理事会の議決方法等)

第21条 理事会の議事は、理事総数の過半数によって決する。

- 2 理事は、代理人によって議決に加わることはできない。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 理事会は、必要に応じ職員その他の者を出席させて意見を徴することができる。

(理事会の議事録)

第22条 議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製し、その会議において選任された議事録記名人2人と共に、これに記名押印又は、署名をしなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 出席した理事及び欠席した理事の氏名
- (3) 議事の要領
- (4) 決議事項及び賛否の数
- (5) 議事録記名人の選任に関する事項
- (6) その他議長が必要と認めた事項

第 3 節 監 事

(代表監事)

第23条 監事は、代表監事1人を互選する。

- 2 代表監事は、監事会を招集し、その議長にあたる。
- 3 監事は、あらかじめその互選によって定められた順序に従い、代表監事に事故があるときはその職務を行う。

(監事会)

第24条 監事会は、毎事業年度2回開催するほか、代表監事が必要と認めた場合、又は他の監事の請求があった場合開催する。

(監事会の付議事項)

第25条 監事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 監査計画に関する事項
- (2) 監査細則の設定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 土地改良区連合と理事との契約又は争訟についての土地改良区連合の代表に関する事項
- (4) 土地改良法第27条（同法第52条第7項において準用する場合を含む。）の規定による会議の招集に関する事項
- (5) 事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録（以下「決算関係類」という。）に係る意見書に関する事項

(6) その他監事の職務執行上必要と認めた事項

(監事会の議決方法等)

第26条 監事会は、2人以上の監事の出席がなければ議事を開くことはできない。

- 2 監事会の議事は、監事総数の過半数で決する。
- 3 監事会は、必要に応じ、理事、職員その他の者を出席させて意見を徴し、又は事情を聴取することができる。
- 4 監事会には、第22条の規定を準用する。ただし「2人」とあるのは「1人」と読み替えるものとする。

第4章 業務の執行

(会計担当理事、庶務担当理事及び施設担当理事)

第27条 この土地改良区連合に会計担当理事、庶務担当理事及び施設担当理事を置く。

- 2 会計担当理事、庶務担当理事及び施設担当理事は、理事長がこれを命ずる。
- 3 各担当理事の事務分掌については、処務規程に定めるものとする。

(職員)

第28条 この土地改良区連合に次の職員を置く。

- (1) 事務職員 若干名
- (2) 技術職員 若干名

- 2 前項に規定する者の他、施設管理補助員および事務補助員を若干名置くことができる。
- 3 職員の事務分掌に関する規程及び職員の任免、給与等に関する規程は、理事会で定める。

第5章 会計

(会計年度及びその独立の原則)

第29条 この土地改良区連合の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

- 2 収入とは、一会計年度における一切の現金の収納をいい、支出とは、一会計年度における一切の現金の支払いをいう。
- 3 会計年度における支出は、その年度の収入をもってこれに充てなければならない。

(会計区分)

第30条 この土地改良区連合の会計は、一般会計のみとする。

(総計予算主義の原則)

第31条 一般会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを収支予算に編入しなければならない。

(予算の調製及び議決)

第32条 理事長は、毎会計年度、収支予算を調製し、年度開始前に、総会の議決を経なければならない。

(収支予算の区分)

第33条 収支予算は、収入にあつては、その性質に従って款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、支出にあつては、その目的に従ってこれを款項に区分しなければならない。

(予備費)

第34条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、収支予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別会計にあつては、予備費を計上しないことができる。

- 2 予備費は、総会の否決した費途に充てることができない。

(補正予算・暫定予算)

第35条 理事長は、収支予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを総会に提出することができる。ただし、総会を招集する暇がなく、かつ、当該会計年度の賦課金又は夫役現品に増減がない場合に限り、監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には、理事長は、次の総会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

- 2 理事長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製し、これを総会に提出することができる。
- 3 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

(支出の方法)

第36条 会計主任は、理事長の命令がなければ支出することができない。

- 2 会計主任は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ支出をすることができない。

(決算関係書類)

第37条 理事長は、毎会計年度の決算関係書類を監事の監査に付し、当該監事の意見書を添付して、総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の処分)

第38条 各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の収入に編入しなければならない。

(契約)

第39条 売買、貸借、請負その他の契約は、福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）の例による。ただし、同規則によることが適当でない場合は、理事会の議決により、他の方法によることができる。

(余裕金の運用)

第40条 土地改良区連合の余裕金は、総会の議決により、確実かつ効率的な方法により運用するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の方法による余裕金の運用は、理事会の議決によるものとする。
 - (1) 金融機関への預貯金
 - (2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
 - (3) 国際証券、地方債証券、政府保証債券又は農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券の取得
 - (4) 特別な法律により設立された法人の発行する債券の取得
 - (5) 貸付信託の受益証券の取得

(一時借入金)

第41条 理事長は、収支予算内の支出をするため、総会で定めた最高額の範囲内で一時借入金を借り入れることができる。

- 2 前項の規定による一時借入金は、その会計年度の収入をもって償還しなければならない。

(財務状況の公表)

第42条 理事長は、毎年1回以上収支予算の執行状況並びに財産、区債及び借入金の現在高その他財務に関する事項を議員に公表しなければならない。

(会計に関する細則)

第43条 会計に関する細則は、理事会の承認を受けなければならない。

第 6 章 事業の施行

(工事の施行方法等)

第44条 工事は、請負とする。

- 2 この土地改良区連合は、理事若しくは監事又は、理事若しくは監事が顧問、役員又は評議員の職を兼ねる会社その他の団体に工事の請負をさせることができない。

第 7 章 補 則

(補 償)

第45条 土地改良法第118条第5項、第119条、第120条及び第122条第1項の規定による補償金の額は、被害者より損害見積額を提出させ、これに基づいて理事会において議決し、総会に報告し承認を求めなければならない。

(施設の破損等の報告)

第46条 議員は、この土地改良区連合が管理する施設、又は関連施設について破損、修繕を要する箇所を発見した場合並びに発生すると認めるときは、速やかに、土地改良区連合に報告しなければならない。

附 則

この規約は、昭和38年9月24日より施行する。

この変更規約は、平成5年1月16日より施行する。

この変更規約は、平成19年7月10日より施行する。

この変更規約は、平成22年8月7日より施行する。

この変更規約は、平成25年5月2日より施行する。

この変更規約は、平成28年1月20日より施行する。

この変更規約は、平成31年4月1日より施行する。

この変更規約は、令和4年4月1日より施行する。